

令和元年十月三十一日提出
質問 第六一 号

カジノを含む特定複合観光施設区域整備のための基本方針案についての二回目の意見募集に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

カジノを含む特定複合観光施設区域整備のための基本方針案についての二回目の意見募集に関

する質問主意書

十月二十三日の衆議院内閣委員会で、政府は、特定複合観光施設区域整備法第五条第一項の規定に基づく「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）」のうち、区域整備計画の認定を求める申請期間についてののみ、第二回目のパブリックコメントを行うことを明らかにした。

早稲田夕季議員への政府参考人の答弁によれば、第一回目のパブリックコメントについて「基本方針の中で唯一、申請の期間という部分は空欄の状態でパブリックコメントをさせていただいております」とし、第二回目については、「その申請期間の部分のみについてパブリックコメントをさせていただくというふうを考えております。」「なので、今、本体の方をパブリックコメントをさせていただいて、しかるべきタイミングで申請期間のパブリックコメントをさせていただく」という。

なぜ、このようなパブリックコメントのやり方を行うのか、疑問であるため、以下質問する。

- 一 政府は何を勘案して申請期間を決めるのか。
- 二 自治体が区域整備計画の認定申請をする前に住民理解や合意を得るための十分な時間も、申請期間を決

定する際に考慮されるのか。

三 行政手続法に基づく手続きで、なんらかの申請期間だけをパブリックコメントにかけた事例はあるのか。

四 同じ事案で、「本体の方をパブリックコメント」にかけた後、その結果を公表しないままで、申請期間だけを二回目にパブリックコメントにかけた事例はこれまでにあるか。
右質問する。